

**『社会保険労務ハンドブック（令和5年版）』
お詫びと訂正**

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様にはお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正（補足）
P425 適用除外 上から 10～11 行目	㊥ 当該事業所に継続して 1年以上使用されることが 見込まれないこと。	削除
P438 受給権の保護および 公課の禁止等 4～5 行目	ただし、年金給付を受ける 権利を別に制定される法律 の定めにしたがって担保に 供することはできる。	削除
P443 支給の繰上げ (1) 6 行目	0.005	<u>0.004</u>
P473 厚生年金保険事業の 円滑な実施を図るための措 置	(4)	廃止
P474 他の行政救済との関 連制度 (2) 2 行目	社会保険審査会の裁決	社会保険審査 <u>宣</u> の <u>決定</u>
P484 給付の種類と給付の 裁定 3 行目	日本年金機構	<u>厚生労働大臣</u>
P492 支給開始年齢の特例 繰上げ支給 4 行目	1000 分の 5	(令和 4 年 4 月より、生年 月日が昭和 37 年 4 月 2 日以 降の者は 1000 分の <u>4</u>)
P493 支給要件 (1)	病気やケガについて……被 保険者であること。	<u>病気やケガについて初めて 医者にかかった日（初診日） に被保険者であるもの、ま たは日本国内に居住する 60 歳以上 65 歳未満の被保険者 であったもの。</u>
P509 申請免除 5)	平成 17 年 4 月から令和 7 年 6 月まで……	平成 17 年 4 月から令和 <u>12</u> 年 6 月まで……

P822 高年齢者の雇用の安定等に関する法律関係 高年齢者雇用状況報告の期限	6月末日まで	<u>7月15日まで(施行規則33条)</u>
P822 障害者の雇用の促進等に関する法律関係の提出期限	6月末日まで	<u>7月15日まで(施行規則8条)</u>